

●水道料金表

料金は、次の表により算定した基本料金と超過料金の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該得た額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とを合算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。）を加えた額とする。ただし、次の表に該当しない用途の給水表は類似の料金を勘案して、管理者がこれを定める。

用途別	基本水量	基本料金	超過料金（1m ³ につき）
家事用	8m ³	650円	9m ³ ～15m ³ まで 95円
			16m ³ ～25m ³ まで 105円
			26m ³ ～100m ³ まで 115円
			101m ³ 以上 125円
営業用	8m ³	850円	家事用と同じ
官公署/ 学校用	8m ³	920円	家事用と同じ
浴場用	8m ³	5,500円	101m ³ 以上 100円
臨時用	8m ³	1,500円	9m ³ 以上 120円

- (1) 家事用とは、主として家庭用として水道を使用する場合をいう。
- (2) 営業用とは、営業又は営業に付随する用に水道を使用する場合をいう。
- (3) 官公署学校用とは、官公署、学校、公共団体及びこれらに準ずる用に水道を使用する場合をいう。
- (4) 浴場用とは、一般の公衆浴場用に水道を使用する場合をいう。
- (5) 臨時用とは、工事、興行、売店等短時間臨時に水道を使用する場合をいう。
- (6) 連合専用とは、共用給水装置において1個のメーターを2戸以上で連合して使用する場で、管理者が認めたものをいう。この場合における1戸当たりの料金は、各戸の用途に応じて上記の料金を適用し、料金算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとみなす。